

意見書案第 1 号

愛知県企業庁が開発した新城南部企業団地における産業廃棄物処理業進出にかかる適切な対応を求める意見書

愛知県企業庁が開発した新城南部企業団地における産業廃棄物処理業進出にかかる適切な対応を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成 26 年 3 月 20 日提出

提出者 新城市議会議員 滝川 健 司

〃 下江 洋 行

〃 中西 宏 彰

賛成者 新城市議会議員 鈴木 達 雄

〃 加藤 芳 夫

〃 白井 倫 啓

理 由

この案を提出するのは、愛知県企業庁が開発した新城南部企業団地に産業廃棄物処理業者が進出しようとしているが、地域住民の大多数が産業廃棄物処理施設に対する不安と反対の意思を表明しているため、進出に対して慎重な対応をするよう愛知県へ要望する必要があるからである。

愛知県企業庁が開発した新城南部企業団地における産業廃棄物処理業進出にかかる適切な対応を求める意見書

新城市は、めざすまちの将来像として「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」の実現に向け、基本戦略の一つに「環境首都創造」を掲げ持続可能な循環型社会の市民レベルでの取り組み、再生可能エネルギーへの取り組みを進めるとともに、地産地消から市産市食、食育を通した子どもたちの安心安全への取り組みに重点をおいた施策を進めています。

今般、愛知県企業庁が開発した新城南部企業団地に産業廃棄物処理業者が進出しようとしております。この土地は、新城市をはじめ奥三河地域の産業振興と就労環境整備など地域経済発展のため、地元のご理解とご協力をいただいたものです。また、新城市としても愛知県企業庁の基本方針を踏まえ、製造業並びに物流業の集積を図るべく誘致活動に一貫して協力してまいりました。

今回、この土地を誘致対象外の業種企業が競売により取得されたことは、甚だ遺憾なことと存じます。このことは、すでに進出している企業に対する信義に反するとともに、今後の企業誘致にも支障をきたすことが懸念されます。

新城市としても産業廃棄物処理業者に対し新城南部企業団地への進出について、意に沿わない旨伝えておりますが、現在の法制度のもとでは産業廃棄物処分業の許可申請が提出され、法的な要件が整っていれば許可せざるを得ない状況となっております。

地域循環型社会の構築を目指す取り組みを進めている現代社会においては、この種の施設の必要性はあるものの、地域住民の大多数が産業廃棄物処理施設に対する不安と反対の意思を表明し、進出反対の署名活動が展開されるなど住民生活への影響が懸念されており、この事案を取り巻く情勢は混沌としています。

本市議会においては、次代を担う子どもたちへ美しい郷土と安心して暮らせるまちを責任をもって創造していくことが責務と考えております。

よって、貴職におかれましては、これらの意向と情勢を踏まえ適切な対応をされるよう下記のとおり要望します。

記

- 1 新城南部企業団地開発の趣旨と基本方針に基づき適切に対応するとともに、産業廃棄物処理業の進出に対し慎重な対応を求めます。

- 2 愛知県企業庁開発の企業団地に、このような土地取得の事案が発生しないよう早急な制度設計を求めます。
- 3 産業廃棄物処分業の許可申請が提出された場合には、慎重かつ厳正な審査を行うとともに、地域住民の意見が反映される制度の構築を求めます。
- 4 産業廃棄物処理の問題は、個別事案や立地自治体の問題とならないように、県全体の地域循環型社会構築の課題とし、早急に対応策を策定し実施することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

愛知県 新城市議会

愛知県知事

愛知県企業庁長